

保育所整備の個別審査基準

審査事項	共通審査基準	個別審査基準	最高得点	配点内訳	点数配分	備考	確認書類
1 各種保健福祉計画等との整合性 (配点 10点)	各種保健福祉計画等に適合すること。	(1) 延長保育、一時預かり事業及び休日保育	8	1-(1)-① 延長保育（2時間）及び休日を含む一時預かり事業（一般型）の両方とも実施	4	該当するものいずれか	整備事業計画概要書
				1-(1)-② 延長保育（1時間）及び休日を含む一時預かり事業（一般型）の両方とも実施	3		
				1-(1)-③ 延長保育（2時間）及び休日を除く一時預かり事業（一般型）の両方とも実施	2		
				1-(1)-④ 延長保育（1時間）及び休日を除く一時預かり事業（一般型）の両方とも実施	1		
				1-(1)-⑤ 日曜及び祝日に休日保育を実施する計画	4		
		(2) 環境に配慮した設備導入計画	2	1-(2)-① 「エネルギー・資源の有効利用に資する設備・技術」を導入	2		
		小計	10		10		
2 計画施設の基本プラン (配点 34点)	計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに認可等要綱で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。	(1) 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室（保育室等）の面積	5	2-(1)-① 年齢ごとの定員の120%以上に対応する各保育室等の面積を確保	5	該当するものいずれか	整備事業計画概要書、平面図
				2-(1)-② 年齢ごとの定員の115%以上に対応する各保育室等の面積を確保	4		
				2-(1)-③ 年齢ごとの定員の110%以上に対応する各保育室等の面積を確保	3		
				2-(1)-④ 年齢ごとの定員の105%以上に対応する各保育室等の面積を確保	2		
		(2) 衛生設備	1	2-(2)-① こども用大便器が“定員の1/20+1個”以上、こども用小便器が“定員の1/30+1個”以上	1		同上
		(3) 施設長予定者の資格要件	3	2-(3)-① 保育所等（※）に2年以上従事した経験を有する者を配置	3	該当するものいずれか	施設長候補者履歴書
				2-(3)-② 上記と同等以上であると認められる者を配置	1		
		(4) 保育所の運営に関する計画	5	2-(4)-① 虐待対策に関するマニュアルを整備	1		保育所の運営方針
				2-(4)-② 災害対応及び事故防止に関するマニュアルを整備	1		
				2-(4)-③ 整備決定後～開設までに必要に応じて地域住民を対象とした説明会を実施	1		
				2-(4)-④ 地域と交流及び連携を図る具体的な計画がある	1		
				2-(4)-⑤ 隣接する北広公園の具体的な活用方法がある	1		
		(5) 事業内容の自己評価と改善の取組	3	2-(5)-① 第三者評価を実施して結果を公表する	3	該当するものいずれか	第三者評価の結果の写し
				2-(5)-② 第三者評価を実施するが結果は公表しない、又は自己評価を実施して結果を公表する	1		
		(6) 職員への処遇に対する計画	3	2-(6)-① 職員休憩室（ノンコンタクトタイムの確保）、ロッカー室等を設置	3		整備事業計画概要書、平面図
		(7) 職員研修に関する計画	3	2-(7)-① 職員研修に関する具体的な計画がある	3	該当するものいずれか	保育所の運営方針
				2-(7)-② 職員研修に関する計画がある	1		
		(8) 医療的ケア児保育に関する技能及び経験を有した者の配置（自法人または法人グループ内において必要な技能を習得）	5	2-(8)-① 看護師を配置	5	該当するものいずれか	保育所の運営方針ほか
				2-(8)-② 喀痰吸引等研修を受講した保育士を配置	1		
		(9) 独自事業（休日を含む一時預かり事業及び医療的ケア児受け入れ以外のこども誰でも通園制度など）の実施計画がある	6	2-(9)-① 独自事業の実績がすでにあり（類似事業含む）、実施により利便性が特に向上し、市の保育行政への貢献度が特に高い	6	該当するものいずれか	整備事業計画概要書、保育所の運営方針
2-(9)-② 独自事業の実績はない（類似事業の実績もない）が、実施により利便性が向上し、市への保育行政への貢献度が高い	4						
2-(9)-③ 独自事業の実績はない（類似事業の実績もない）が、実施により利便性が向上する	2						
2-(9)-④ 独自事業の実施計画がない	0						
		小計	34		34		

保育所整備の個別審査基準

審査事項	共通審査基準	個別審査基準	最高得点	配点内訳	点数配分	備考	確認書類
3 資金計画等 (配点 11点)	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。	(1) 当初資金の確保状況	5	3-(1)-① 当初資金の全部を自己資金で確保（財務関係書類の確認により、融資が受けられないケースと判断した場合を除く）	5	該当するもの いずれか	施設整備資金 計画概要書ほか
				3-(1)-② 一部借入金等により確保（借入の償還財源についても確保）	3		
		(2) 坪単価の賃料の提示額	6	3-(2)-① 坪単価 最低賃料9,000円（税別）／月を超える割合が5%以上である	6	該当するもの いずれか	賃借料支払計 画書
				3-(2)-② 坪単価 最低賃料9,000円（税別）／月を超える割合が5%未満である	3		
小計		11		11			
4 設置主体の事業実績 (配点 15点)	近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、許認可庁の意見を聞き、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。	(1) 既存園の運営状況	5	4-(1)-① 許認可権限監督庁からの文書指導事項（重大）又は許認可権限監督庁以外の行政機関からのこれに相当する指導事項がない（過去3年間）（既存社会福祉法人及び保育所を運営している者の場合）（平均数で算出）	5	該当するもの いずれか	法人及び施設の 指導監査結果及び改善報 告書の写し
				4-(1)-② 許認可権限監督庁からの文書指導事項（重大）又は許認可権限監督庁以外の行政機関からのこれに相当する指導事項はあるが、現在は改善されている（過去3年間）（既存社会福祉法人及び保育所を運営している者の場合）（平均数で算出）	3		
				4-(1)-③ 許認可権限監督庁からの文書指導事項（重大）又は許認可権限監督庁以外の行政機関からのこれに相当する指導事項はあるが、改善計画の策定等、改善の目的が立っている（過去3年間）（既存社会福祉法人及び保育所を運営している者の場合）（平均数で算出）	1		
		(2) 運営する保育施設等	3	4-(2)-① 3以上の認可保育所、認定こども園、幼稚園を運営	3	該当するもの いずれか	運営施設一覧
				4-(2)-② 1以上の認可保育所、認定こども園、幼稚園を運営	1		
		(3) 運営する保育施設等における各種事業の実績	7	4-(3)-① 一時預かり事業（一般型）の実績がある	2		運営している 施設の現況ほか
				4-(3)-② 医療的ケア児保育の実績がある（自法人又は法人グループ内）	5		
小計		15		15			
5 設置主体の役員構成 (配点 5点)	必要人数、適正な役員構成、特別関係人制限等、「社会福祉法人運営の手引き」に定める法人の組織運営に係る要件を満たしているか、満たすことが確実であること。	(1) 設置者	5	5-(1)-① 設置者が社会福祉法人又は学校法人	5	該当するもの いずれか	法人登記事項 全部証明書ほか
				5-(1)-② 設置者が社会福祉法人又は学校法人以外の者で、経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含んでいる	3		
				5-(1)-③ 設置者が社会福祉法人又は学校法人以外の者で、保育所運営に関し設置者の相談に応じ、又は意見を述べる運営委員会を設置	1		
		小計		5		5	
6 準備状況 (配点 5点)	整備計画（主旨・事業内容・資金計画等）について理事会又は設立準備委員会（株式会社の場合は取締役会）の議決を経ていること。	(1) 理事会等の議決	5	6-(1)-① 理事会等（設立準備委員会、株式会社の場合は取締役会）で施設整備に必要な事項（整備施設の規模・構造、当初資金の確保、借入れ金額及びその償還計画等）について十分に計画・審議している	5		理事会会議録
		小計		5		5	
合計		80		80			

※保育所等とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）をいう。

【優先順位の決定方法】

① 審査は、本基準に記載された配点により点数付けを行い、決定する。（各選考委員一人の持ち点を最大で80点とし、各選考委員の持ち点の合計点により決定する。）

② ①においても、優先順位が同点の場合は、上記の審査事項1-(1)、2、4の順で評点の高い方を優先順位上位とする。それでも同点の場合は、「一時預かり事業」及び「医療的ケア児保育」に関する項目の合計点が高い方を優先順位上位とする。

③ 各選考委員による点数付けにおいて、80点中50点に満たない場合が1つでもあった場合は、その事業者を審査の対象外とする。